

## 別表六の二（二十四） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（法第 15 条の 2 第 1 項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各連結事業年度において措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項の規定の適用を受ける場合に限り、）に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「前連結事業年度又は前事業年度 13」の月数が 6 月に満たない場合（その月数が措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 3 号に規定する適用年度の月数に満たない場合に限り、）には、措置法令第 39 条の 46 の 2 第 6 項第 2 号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除きます。）の損金の額に算入される給与等（措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 2 号に規定する給与等をいいます。以下同じです。）の支給額、措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 3 号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は措置法令第 39 条の 46 の 2 第 5 項第 2 号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除きます。）の損金の額に算入される給与等の支給額、措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 3 号に規定する他の者から支払を受け

る金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を「15」から「17」までの各欄の上段にそれぞれ外書として記載します。この場合において、

「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(13)の前連結事業年度又は前事業年度の月数}} \times 14$ 」中「(13)の前連結事業

年度又は前事業年度の月数」とあるのは「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」と、「調整比較雇用者給与等支給額 18」中「(15 の①) - (15 の②)」とあるのは「((15 の①) + (15 の①の外書)) - ((15 の②) + (15 の②の外書))」と、「新規雇用者比較給与等支給額 19」中「(17 の①) - (17 の②) + (17 の③)」とあるのは「((17 の①) + (17 の①の外書)) - ((17 の②) + (17 の②の外書)) + ((17 の③) + (17 の③の外書))」として計算します。

3 措置法令第 39 条の 46 の 2 第 7 項又は第 9 項（これらの規定を同条第 21 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 「調整比較雇用者給与等支給額 18」には、措置法令第 39 条の 46 の 2 第 22 項(第 2 号に係る部分に限り、)の規定により計算した措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 3 号ロに掲げる金額を記載します。

(2) 「新規雇用者比較給与等支給額 19」には、措置法第 68 条の 15 の 6 第 3 項第 5 号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を記載します。